

<社外流出予定額>

【関連条項】第5条、第17条、第28条、第40条

第5条-Q7 「社外流出予定額（剰余金の配当の予定額）」とは、どの時点における剰余金の配当の予定額を指すのですか。

(A)

会社法の施行（平成18年5月）に伴い剰余金の配当が柔軟化されたこと、及びバーゼルⅡ（第3の柱）において自己資本比率等の四半期開示が実施されることを踏まえ、自己資本比率の算出における「社外流出予定額（剰余金の配当の予定額）」の取扱いについては、毎四半期（3月期、6月期、9月期及び12月期）における決算期末後3ヵ月以内に、①株主総会もしくは取締役会が剰余金の配当として決議した額または決議を予定している額、または、②株主総会における剰余金の配当に関する決議案として取締役会が決議した額または決議を予定している額、のいずれかに該当するものを指すこととします。

<第一種金融商品取引業者等>

【関連条項】第 64 条

第 64 条-Q1 第一種金融商品取引業者（これに準ずる外国の者を含む）又は経営管理会社（これに準ずる外国の者を含む）が「バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準」の適用を受けるか否かの判断はどのように行いますか。

(A)

第一種金融商品取引業者又は経営管理会社が「バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準」の適用を受けるか否かの判断は、当該第一種金融商品取引業者又は経営管理会社の本店所在地を基準として行うものとします。

なお、この場合の当該第一種金融商品取引業者又は経営管理会社とは、連結ベースの親会社ではなく、個々の第一種金融商品取引業者又は経営管理会社の本店所在地によって判断することに留意が必要です。

国内の経営管理会社が「バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準」の適用を受けるか否かの判断は、当該経営管理会社が金融コングロマリット監督指針Ⅱ-2-1(2)②(算定方法)の規定又は平成18年金融庁告示第20号(銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準)の規定に基づき合算自己資本等の計算を行っているかどうかを基準として行うものとします。

なお、「バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準」の適用を受ける国としては、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、スウェーデン、スイス、イギリス及びアメリカが含まれます。

<所要自己資本の額の下限>

【関連条項】附則第9条、第13条、第24条、第36条、第47条

附則第9条-Q1 所要自己資本の額の下限（いわゆるフロア）を計算する際の参照手法はどのように考えればよいですか。

(A)

内部格付手法又は先進的計測手法を新たに採用する金融機関に対しては、告示に定める一定期間中フロアの計算が求められますが、原則として、当該手法を採用する直前に採用していた手法が参照手法となります。ただし、基礎的内部格付手法から先進的内部格付手法へ移行する場合には、当該直前に採用していた手法に代えて、先進的内部格付手法を採用する直前に基礎的内部格付手法を採用する金融機関としてのフロアの計算に用いていた手法を参照手法とすることができます（第13条第4項ただし書）。

以下、具体例に沿って解説します（なお、特別な言及が無い場合には、平成19年3月末より前はバーゼルⅠを、当該日以降は信用リスクに関しては標準的手法、オペレーショナル・リスクに関しては基礎的手法を適用しているものとします。）。

- ① 平成19年3月末より基礎的内部格付手法を、平成20年3月末より先進的内部格付手法を採用する場合。
- ② 平成19年3月末より基礎的内部格付手法を、平成21年3月末より先進的内部格付手法を採用する場合。
- ③ 平成19年3月末より基礎的内部格付手法を、平成22年3月末より先進的内部格付手法を採用する場合。
- ④ 平成19年3月末より基礎的内部格付手法を、平成23年3月末より先進的内部格付手法を採用する場合。
- ⑤ 平成19年3月末より基礎的内部格付手法を、平成21年3月末より先進的内部格付手法及び先進的計測手法を採用する場合。
- ⑥ 平成19年3月末より基礎的内部格付手法を、平成21年3月末より先進的内部格付手法を、平成22年3月末より先進的計測手法を採用する場合。
- ⑦ 平成19年3月末より基礎的内部格付手法を、平成21年3月末より先進的計測手法を、平成22年3月末より先進的内部格付手法を採用する場合。
- ⑧ 平成20年3月末より基礎的内部格付手法を、平成22年3月末より先進的内部格付手法を採用する場合。
- ⑨ 平成20年3月末より基礎的内部格付手法及び先進的計測手法を採用する場合。
- ⑩ 平成20年3月末より基礎的内部格付手法を、平成21年3月末より先進的計測手法を採用する場合。

①の場合

		→ 基礎的内部格付手法			→ 先進的内部格付手法		
		平成 19 年 3 月末～	平成 20 年 3 月末～	平成 21 年 3 月末～	平成 22 年 3 月末～	平成 23 年 3 月末～	平成 24 年 3 月末～
フロアの水準		95%	90%	80%			
参照 手法	信用 リスク	バーゼル I					
	オペレー ショナル ・リスク						

②の場合

		→ 基礎的内部格付手法			→ 先進的内部格付手法		
		平成 19 年 3 月末～	平成 20 年 3 月末～	平成 21 年 3 月末～	平成 22 年 3 月末～	平成 23 年 3 月末～	平成 24 年 3 月末～
フロアの水準		95%	90%	90%	80%		
参照 手法	信用 リスク	バーゼル I		基礎的内部格付手法 (又はバーゼル I)			
	オペレー ショナル ・リスク			基礎的手法 (又はバーゼル I)			

③の場合

		→ 基礎的内部格付手法			→ 先進的内部格付手法		
		平成 19 年 3 月末～	平成 20 年 3 月末～	平成 21 年 3 月末～	平成 22 年 3 月末～	平成 23 年 3 月末～	平成 24 年 3 月末～
フロアの水準		95%	90%	80%	90%	80%	
参 照 手 法	信用 リスク	バーゼル I			基礎的内部格付手法 (又はバーゼル I)		
	オペレー ショナル ・リスク				基礎的手法 (又はバーゼル I)		

④の場合

		→ 基礎的内部格付手法			→ 先進的内部格付手法		
		平成 19 年 3 月末～	平成 20 年 3 月末～	平成 21 年 3 月末～	平成 22 年 3 月末～	平成 23 年 3 月末～	平成 24 年 3 月末～
フロアの水準		95%	90%	80%		90%	80%
参 照 手 法	信用 リスク	バーゼル I				基礎的内部格付手法	
	オペレー ショナル ・リスク					基礎的手法	

⑤の場合

		平成 19 年 3 月末～	平成 20 年 3 月末～	平成 21 年 3 月末～	平成 22 年 3 月末～	平成 23 年 3 月末～	平成 24 年 3 月末～
フロアの水準		95%	90%	90%	80%		
参 照 手 法	信用 リスク	バーゼル I		基礎的内部格付手法 (又はバーゼル I)			
	オペレー ショナル ・リスク			基礎的手法 (又はバーゼル I)			

⑥の場合

		平成 19 年 3 月末～	平成 20 年 3 月末～	平成 21 年 3 月末～	平成 22 年 3 月末～	平成 23 年 3 月末～	平成 24 年 3 月末～
フロアの水準		95%	90%	90%	90%	80%	
参 照 手 法	信用 リスク	バーゼル I		基礎的内部 格付手法 (又はバー ゼル I)	先進的内部格付手法 (又はバーゼル I)		
	オペレー ショナル ・リスク			基礎的手法 (又はバー ゼル I)	基礎的手法 (又はバーゼル I)		

⑦の場合

		平成 19 年 3 月末～	平成 20 年 3 月末～	平成 21 年 3 月末～	平成 22 年 3 月末～	平成 23 年 3 月末～	平成 24 年 3 月末～
フロアの水準		95%	90%	90%	90%	80%	
参照 手法	信用 リスク	バーゼル I		基礎的内部 格付手法	基礎的内部格付手法		
	オペレー ショナル ・リスク			基礎的手法	先進的計測手法		

基礎的内部格付手法 → 先進的計測手法 → 先進的内部格付手法

⑧の場合

		平成 19 年 3 月末～	平成 20 年 3 月末～	平成 21 年 3 月末～	平成 22 年 3 月末～	平成 23 年 3 月末～	平成 24 年 3 月末～
フロアの水準			90%	80%	90%	80%	
参照 手法	信用 リスク		標準的手法		基礎的内部格付手法 (又は標準的手法)		
	オペレー ショナル ・リスク		基礎的手法		基礎的手法		

基礎的内部格付手法 → 先進的内部格付手法

⑨の場合

		平成 19 年 3 月末～	平成 20 年 3 月末～	平成 21 年 3 月末～	平成 22 年 3 月末～	平成 23 年 3 月末～	平成 24 年 3 月末～
フロアの水準			90%	80%			
参 照 手 法	信用 リスク		標準的手法				
	オペレー ショナル ・リスク		基礎的手法				

⑩の場合

		平成 19 年 3 月末～	平成 20 年 3 月末～	平成 21 年 3 月末～	平成 22 年 3 月末～	平成 23 年 3 月末～	平成 24 年 3 月末～
フロアの水準			90%	90%	80%		
参 照 手 法	信用 リスク		標準的手法	基礎的内部格付手法			
	オペレー ショナル ・リスク		基礎的手法	基礎的手法			